

平成 30 年 4 月 1 日

平成 30 年度西東京市介護サービス事業所等に対する実地検査実施方針

1 事業の目的

区市町村は、介護保険法第 23 条（文書の提示等）の規定に基づき介護サービス事業者等に対する報告徴取を行うことができることとなっており、本事業は介護サービス事業者の事業所等に出向いて、直接、個別に実施することにより不適正な請求の防止と適切なケアマネジメントの確保を目的とする。

2 実地検査の主な内容

(1) 運営指導

- ・高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束に係る行為及びそれらを与える影響について理解、防止のための取り組みの促進について指導する。
- ・利用者毎のニーズに応じたケアプランの作成からケアプランに基づくサービス提供、計画の見直しまでを含む一連のケアマネジメントプロセスの重要性について理解を求めめるためのヒアリングを行い、生活支援のためのアセスメントとケアプランの作成等が適切に行われているか確認し指導する。

(2) 報酬請求指導

各種加算等について、①報酬基準に基づいた実施体制の確保、②一連のケアマネジメントプロセスに基づいたサービス提供、③多職種との協働によるサービス提供の実施等の基本的な考え方や基準に定められた算定条件に基づいた運営及び請求が適切に実施されているか、ヒアリングにより確認し、不適正な請求の防止とよりよいケアへの質の向上を目的とする指導を実施する。

3 平成 30 年度の実施方針

(1) 実地検査を行う事業所の選定は次の基準により、選定する。

ア 平成 30 年度から平成 32 年度の間、指定更新を予定している地域密着型サービス及び居宅介護支援事業所。

イ アに掲げる事業所と一体的に運営する指定居宅サービス事業所。

ウ アに掲げる事業所のうち、市又は東京都の実地検査を指定期間内に行っていない事業所。

エ アに掲げる事業所のうち、市に指定権限が移行した事業については、移行年度を含む指定期間内に市又は東京都の実地検査を行っていない事業所。

オ 実施年度中に苦情、事故、通報等により実地検査の実施が適当と判断した事業所。

(2)西東京市長が所轄庁となる社会福祉法人の運営する介護老人福祉施設については、原則として運営元社会福祉法人への実地検査と一体的に実地検査を行う。